

商品名等 (電気用品名等)	販売促進デモンストレーション用複製品
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 家電販売店等において販売促進用に展示するため、特別に製作された機器である。</p> <p>筐体内部には電気機器を有しておらず、一般の電気用品としては機能しない。</p> <p>構造、仕様、意匠 電気冷房機などの一般電気用品の外観を有し、操作スイッチ、ディスプレイ回路等を備えている。</p> <p>主な使用者、販売先 販売店等で使用される。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 広告灯としての機能を果たすものではなく、また一般の電気用品として機能しない複製品であることから、非対象として取り扱うのが妥当と判断する。</p>	